

北海道における中小企業の健康管理と環境改善の現状と今後の課題

調査態勢

主任研究者 北海道産業保健推進センター所長 佐藤研介

共同研究者 産業保健相談員 岸 玲子

共同研究者 産業保健相談員 神山昭男

1. はじめに

北海道における産業構造は、かつてのエネルギー源であった石炭産業や林業等の衰退により大きく変遷し、広域地域に中、小規模事業所が散在している。従業員 300 人未満の事業所数は、27 万 7 千事業所、従業員数 214 万 5 千人であり、そのうち 49 人未満の事業所は、27 万 1 千事業所、158 万人にものぼる。このため、当推進センターとしては当面、活動の対象となる中小規模事業所の産業保健活動、環境改善活動の実態を知ることが、その第一歩と考えてこれらの事業所ならびに産業医の活動状況について調査研究に取り組むこととした。

2. 調査対象と方法

(1) 調査対象

「常時 50 人以上を使用する事業所」として北海道労働基準局で把握している 5,457 事業所から、各労働基準監督署ごとに一定の割合で、無作為に 1,172 箇所を抽出した。産業医は、北海道医師会の産業医名簿に記載されている 1,663 人のうち、日本医師会認定産業医 1,125 人を対象に各都市医師会別に一定数をできるだけ無作為になるように、816 人を抽出した

(2) 調査内容と方法

事業所に対しては、従業員数、事業の種類、産業医の選任状況、定期健康診断の実施機関、未実施の場合はその理由、事後措置のやりかた雇入れ時の健康診断、特殊健康診断と事後措置、環境測定の実施状況、産業医からの労働衛生上の勧告の有無などである。

産業医に対しては、定期健康診断の企画・実施、個人票の点検・評価・事後措置の状況、作業環境測定、職場巡視の状況、特殊健康診断の実施状況、事業所に対する改善提案や勧告について、安全衛生委員会の出席状況などについて聞いた。事業所、産業医ともに無記名、郵送法で、回収した。調査時期は平成 7 年 12 月から 1 ヶ月間であった。回収率は事業所では 46.0% 産業医は 53.7% であった

3. 調査結果と考察

(1) 事業所調査

産業医別にみると、「製造業」が 35.5% と最も多く、次いで「建設業」「運輸業」「サービス業」の順であった。製造業の内訳では食品が最も多く 32.5%、次いで家具・木工品、電気・機器、土石窯業の順であった。従業員の規模別にみると、「50～99 人」の事業所が 45.8% とほぼ半数を占め、次いで「100～199 人」30.6% 「200～299 人」が 10.5% であった。「300 人以上」の事業所は 7% と少なかった。

「有害業務がある」事業所が全体では 25.2% で、「有害業務」の内訳では、有機溶剤、粉塵振動、騒音、特定化学物質の順であった。

産業医を選任している事業所を従業員規模別に見ると、「50 人未満」の事業所では 60% と低かった。「50～99 人」の事業所でも「産業医を選任していない」事業所が 10.5% にのぼった。産業医を選任しない理由は、「必要がない」が 35.7% で、次いで「適当な産業医が見つからない」が 10.7%、「予算上の都合で選任できない」が 8.9% であった。

定期健康診断の実施状況を見ると、実施率は全体として、98.9% と高いが、雇入れ時健康診断は、「実施している」が 74.8%、「実施していない」が 24.7% であった。

作業環境測定は、全体の 26.8% で法にのっとった環境測定を実施している。内容は事業所空調が最も多く、次いで、粉塵、騒音、振動、有機溶剤などが多かった。作業環境測定をしていない理由で一番多いのが「測定の必要性がない」で 43.4%。次いで、「測定する業務がない」36.1% であった。「測定すべきと知らなかった」が 4.0%、「測定実施機関がわからない」が 2.6% であった。

産業医からの勧告の有無は、「勧告を受けたことがある」は全体の 6.6% で、内容は「健康管理面」が 62.2%、次いで「労働作業環境」16.2%、「労働作業姿勢、労働様態」2.7% であった。

今回は回収率が 50% 前後であったことから比較的、衛生管理に熱心な事業所の標本と考えられる。それでもいくつかの課題が浮き彫りになった。今後の安全衛生活動のために知りたいと考えている知識や技術の把握、研修や勉強会へ参加の保証など、北海道の産業保健活動のレベルアップにつながるようなより詳細な調査が必要である。特に従業員 50 人未満の事業所については「名簿がない」ため今回は調査を見送ったが北海道の働く人々の 7 割はこれらの小規模事業所で働いていることを考えると次回の事業調査ではより対象を広げていく必要がある

(2) 産業医を対象にした調査

産業医は、「専属」が12.1%、「嘱託」は82.4%であった。産業医が担当している事業所の数では、「2～3事業所」が、38.6%と一番多かった。

定期健康診断の計画・実施については、「相談がある」は全体では56.8%、「例年通りなので相談がない」が27.4%、「事前相談がない」は10.7%であった。

定期健康診断後に、有所見者に対して、事後措置、指導をしているかについて聞いたが、「行っている」が76.0%、定期健康診断実施後に健康診断の個人票の点検・評価を行っているかについては、「個人票の点検を行っている」が73.7%であった。従業員規模別に見ても、全体の傾向とほぼ同じであった。

職場巡視は、「行っている」が38.1%「していない」が56.6%であった。作業環境測定結果の点検の有無については、「点検している」が26.5%、「点検していない」が64.8%であった。点検しない理由として、「環境測定の結果を事業所で見せてくれない」が38.0%、「時間がなく、対応不能」が20.8%、「わからないので見ない」が4.9%であった。

特殊健康診断実施について、事業所から「相談がある」は全体の41.6%、特殊健康診断の実施機関としては、「企業外検診機関」が、31.5%「産業医の医療機関」が31.1%となっていた。「特殊健康診断個人票の点検を行っている」は42.9%であった。

事業主に対する勧告については、「行ったことがある」が29.0%、「ない」が44.5%であった。勧告を行った結果、「作業環境が改善された」が23.1%「勧告を行っても無視された」が3.7%であった。200人以上の事業所で改善された割合が高かった。

「安全衛生委員会」については、「出席している」が18.5%であった。

調査結果を見ると職場巡視や安全委員会への参加率が低い、大きな理由として「事業所よりの巡視の依頼がない」や「安全委員会への参加要請がなされていない」ことがあげられている。健康診断などの相談は60%近いことを考えると、事業所の側が産業医に対する期待を健康管理面に限局して考えがちなのかもしれない。産業医活動の範囲は、本来もっと幅広く、労働条件の改善や作業環境改善を通じて、健康に対するリスク評価や作業に関連した健康影響のサーベイランス、職業上の事故や病気の疫学的な分析など、職業生活の各面を視野に入れた幅広い包括的なサービスであること、そのための現場での産業医の活用を、事業所にもっと理解してもらう必要がある。

一方、産業医から事業主に対する勧告については、「勧告を行ったことがある」が3割近くその結果、「作業環境等が改善された」が23.1%で、「勧告を行っても無視された」は3.7%に過ぎなかった。しかし、前に述べた事業所調査での産業医からの勧告の有無は、「勧告を受けたことがある」は全体の6.6%、「勧告を受けたことがない」は82.1%であった。回答を寄せた比較的熱心に活動を進めている産業医は、積極的に事業所に職場改善のアプローチを行っているが、全道の事業所全体での活動をみると今後より一層の産業医の活動が期待されよう。

4. まとめ

北海道内全ての中、小規模事業所の実態を解明することは、物理的にも極めて困難なために今回は一部の事業所に限らざるを得なかったがある程度、その実態を浮き彫りにすることが出来たと考えられる。北海道の今後の産業保健活動の基礎資料とするとともに、事業所、産業医をはじめとする産業保健関係者に幅広く周知をはかり、役立てることが出来れば幸いである。